

雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業
入札説明書

令和6年10月

神戸市

目次

第1 本事業の目的及び入札説明書の定義	1
第2 事業の概要	
1 基本事項	
(1) 事業名称	2
(2) 事業の対象範囲及び事業スケジュール(案)	2
(3) 事業者選定方式	3
第3 応募に関する条件	
1 入札参加者の構成等	4
2 入札参加者の資格要件等	
(1) 設計業務業務を担当する者の資格要件	4
(2) 建設業務を担当する者の資格要件	5
(3) 工事監理業務を担当する者の資格要件	5
(4) 入札参加者の制限	5
(5) 参加資格確認基準日と参加資格の喪失	7
(6) 入札参加者の変更	7
3 応募にあたっての留意事項	
(1) 入札説明書等の承諾	7
(2) 費用の負担	8
(3) 著作権の帰属等	8
(4) 市からの提示資料の取扱い	8
(5) 入札参加者の複数提案の禁止	8
(6) 提出書類の変更等の禁止	8
(7) 使用言語及び単位、時刻	8
4 スケジュール	8
5 応募の手続き	
(1) 守秘義務対象資料の提供と誓約書の提出	9
(2) 質問について	9
(3) 参加資格確認申請時提出書類の受付	9
(4) 参加資格確認結果の通知	10
(5) 入札時提出書類の提出	10
(6) プレゼンテーション	11
(7) 入札の辞退	11
6 入札にあたっての留意事項	
(1) 予定価格	11
(2) 入札における無効事由	11
(3) 入札にあたっての留意事項	12
(4) 入札時提出書類の書換え等の禁止	12
(5) 入札保証金	12

<u>第4 落札者の選定</u>	
<u>1 落札者の選定方法</u>	1 3
<u>2 審査項目</u>	1 3
<u>3 選定結果の公表</u>	1 3
(1) <u>選定結果の公表</u>	1 3
(2) <u>落札者の決定の無効</u>	1 3
<u>4 事務局</u>	
(1) <u>本入札に係る事務局</u>	1 3
<u>第5 契約手続き等</u>	
(1) <u>契約書案の開示と仮契約の締結について</u>	1 4
(2) <u>契約の締結</u>	1 4
(3) <u>契約保証金</u>	1 4
<u>第6 Summary</u>	
(1) <u>Nature of the Services Required</u>	1 5
(2) <u>Period for the submission of application forms</u>	1 5
(3) <u>Period for the submission of Technical Proposal, etc.</u>	1 5
(4) <u>Period for the submission of Bidding Documents, etc.</u>	1 5
(5) <u>Contact Information</u>	1 5

第1 本事業の目的及び入札説明書の定義

神戸市（以下、「市」という。）では平成30年3月に「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画」を策定し、地権者や国等の協力を得た上で既存施設の更新を図りつつ、新たな交通結節拠点となる中・長距離バスターミナルの整備に加え、都市間競争において選ばれるための魅力・活力を創造する都心にふさわしい高質な都市機能の集積を図ることで、世界に貢献する国際都市神戸としての発展に繋げていくことを計画に位置付けている。

雲井通5丁目では、都市再開発法に基づく法定市街地再開発事業として、「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」（以下、「再開発事業」という。）が進められており、再開発事業における雲井通5丁目地区で建設中の再開発ビル（以下、「再開発ビル」という。）は令和9年12月の完成を予定している。

再開発ビルにおいては、「新・神戸文化ホール整備計画」（令和2年3月策定、令和3年6月改定）並びに「（仮称）新三宮図書館基本計画」に基づき、大ホール等及び図書館並びに附帯する諸室（以下、「本施設」という。）に関する内装等整備に向けて、「雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する予定であり、本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）を選定することを目的とする。

入札説明書は、市が、本事業に係る一般競争入札（総合評価落札方式）（以下、「本入札」という。）を実施するに当たり、本事業への入札を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に配布するものであり、下に示す添付資料は、入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書と添付資料を総称して「入札説明書等」という。）である。なお、事業者は、入札説明書等及びこれらに関する質問への回答の内容を、本事業実施の条件として遵守しなければならない。また、入札説明書等に定めのない事項又は解釈に係る疑義が生じた場合には、市と事業者との協議により定めるものとする。

添付資料

資料1：用語の定義

資料2：要求水準書

資料3：落札者決定基準

資料4：提出書類作成要領

資料5：委託契約書（案） 10月下旬頃 HP 掲載予定

第2 事業の概要

1 基本事項

(1) 事業名称

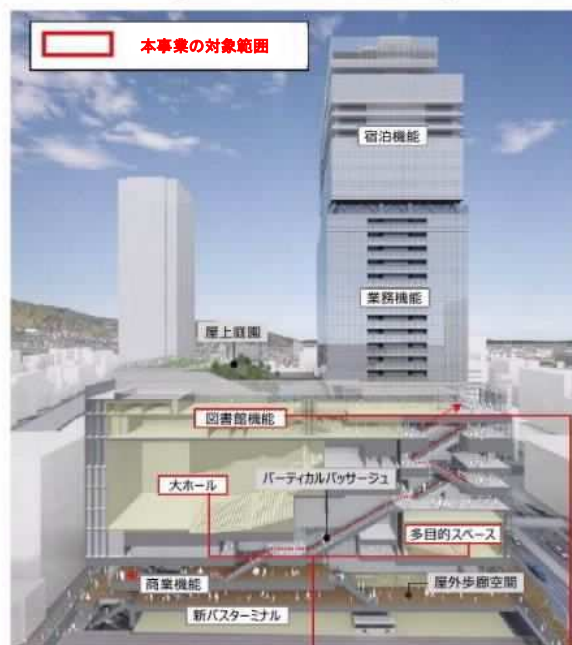
雲井通5丁目地区再開発ビル公益施設内装等整備事業

(2) 事業の対象範囲及び事業スケジュール(案)

ア 本事業の対象範囲



<p>商業機能／B1～3階 おじさい通りの賑わいを継承する路面型店舗。地域の魅力と賑わいを向上する新たな商業空間を整備。</p>	<p>業務機能／11～22階 三宮エリア内で最大級の規模となるフロアプレート(約350坪)・無柱空間を有した、神戸のフラッグシップとしてふさわしいオフィスを整備。</p>	<p>宿泊機能／24～32階 最上階のプールのほか、眺望を活かしたレストラン・チャペルやバンケットを備えた神戸を象徴するホテルを整備。</p>
---	--	--



<p>新バスターミナル【1期】／B2・1～3階 中・長距離バスの乗降場（1階）、バス待合空間（2・3階）、車寄せやカーシェアリング（B2階）などを複合した集約型公共交通ターミナルを整備。【国】</p>	<p>ホール機能／4～8階 現文化ホールの機能を継承しながら進化する技術・ニーズにも対応する「大ホール」（1,800席程度）、区民ホール利用にも対応する「多目的スペース」を整備。【神戸市】</p>	<p>図書館機能／9～10階 「知と情報のゲートウェイ」として、屋上庭園と一体になった美しく快適な読書空間を整備。ICT技術の活用や他機能との連携により図書館サービスの利便性を向上。【神戸市】</p>
---	---	---

イ 再開発ビル及び本施設の概要

(ア) 再開発事業及び再開発ビルの概要

事業名称	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
施行者	雲井通5丁目再開発株式会社
特定業務代行者	株式会社 大林組
施行区域	神戸市中央区雲井通5丁目地内
区域面積	約1.3ha
敷地面積	約8,230㎡
延べ面積	約98,570㎡
構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
階数／高さ	地下3階、地上32階、塔屋2階／約163m
主要用途	バスターミナル施設、公益施設、商業施設、業務施設、 宿泊施設、駐車場

(イ) 本施設の概要

施設専有面積（附帯諸室を含む）

ホール：約16,000㎡

図書館：約2,000㎡

ウ 本事業のスケジュール（案）

実施設計期間	令和7年3月～令和7年7月
工事期間	令和8年9月～令和9年10月 (再開発ビルの工事は令和9年12月完成予定)

※再開発ビルの工事進捗等に応じて期間が変動する可能性があります。

(3) 事業者選定方式

事業者の募集及び選定は一般競争入札（総合評価落札方式）で実施する。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、以下「WTO協定」という。）の対象事業であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

第3 応募に関する条件

1 入札参加者の構成等

- (ア) 入札参加者は、第3-2に規定する本事業を実施するために必要な資格要件を備えた企業で構成されるものとする。
- (イ) 入札参加者は、本入札に参加する他のグループの一員となることはできない。
- (ウ) 入札参加者が複数の企業で構成される場合、市との交渉窓口となる「代表企業」を定め、入札参加表明書（資格確認申請書）（様式3-1）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。（なお複数の企業で構成される場合は、各業務において、共同企業体（甲型・共同方式）、共同企業体（乙型・分担方式）、協力企業を含めたグループ応募など、いずれの構成も可とする。）

2 入札参加者の資格要件等

入札参加者の資格要件は次の通りとする。

(1) 設計業務を担当する者の資格要件

設計業務を担当する者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。なお、複数の企業で設計業務を担当する場合は、全ての企業が（ア）及び（ウ）を満たし、構成する企業のうち1社が（イ）、（エ）を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (イ) 平成26年4月1日以降に、元請として750席以上の客席を有する劇場（音楽堂を含む。）、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（以下、「750席以上の客席を有する劇場等」という。）及び1,000㎡以上の図書館の設計を完了した実績を有していること。
- (ウ) 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）又は同（工事請負）に登録されていること。

なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格のない者が、設計業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合の連絡先等は、以下のとおり。

連絡先：神戸市行財政局契約監理課 物品契約担当

電話：078-322-5159

受付時間：8:45～12:00 13:00～17:30（土日祝日、年末年始を除く。）

参照ページURL：<https://www.nyusatsu.e->

[hyogo.jp/www/kobe/contents/1705555148179/index.html](https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1705555148179/index.html)

- (エ) 平成26年4月1日以降に、750席以上の客席を有する劇場等及び1,000㎡以上の図書館の設計業務に管理技術者又は建築（総合）担当技術者として従事し、完了した実績を有する管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。

(2) 建設業務を担当する者の資格要件

建設業務を担当する者は、参加資格確認申請時まで、以下の要件を満たしていること。なお、複数の企業で建設業務を担当する場合は、全ての企業が(ア)及び(エ)を満たし、構成する代表企業が(イ)及び(ウ)を満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 平成26年4月1日以降に、元請として750席以上の客席を有する劇場等及び1,000㎡以上の図書館の建築工事を完了した実績を有していること。（なお、ホールと図書館は、それぞれ別事業での実績を可とする）

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,130点以上であること。

(エ) 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格者名簿（工事請負）に登録されていること。

なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）のない者が、建設業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負）の審査を受けなければならない。その場合の連絡先等は、以下のとおり。

連絡先：神戸市行財政局契約監理課 工事契約担当

電話：078-322-5147

受付時間：8:45～12:00 13:00～17:30（土日祝日、年末年始を除く。）

参照ページURL：<https://www.nyusatsu.e->

[hyogo.jp/www/kobe/contents/1705555148179/index.html](https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1705555148179/index.html)

(3) 工事監理業務を担当する者の資格要件

工事監理業務を担当する者は、参加資格確認申請時まで、以下の要件を満たしていること。なお、複数の企業で工事監理業務を担当する場合は、全ての企業が(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格者名簿（物品等）又は同（工事請負）に登録されていること。

なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格のない者が、工事監理業務を担当する場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は第3-2-(1)-(ウ)の連絡先まで速やかに連絡すること。

(4) 入札参加者の制限

入札参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

(ア) 参加資格確認申請時提出書類の受付期限日から落札者の決定日までの期間

で、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けた者。

- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (エ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (オ) 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- (キ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和2年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第2項の規定による通告がなされている者。
- (ク) 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- (ケ) 市が、本事業に係るアドバイザー業務を委託した者又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。
なお、市が本事業に係るアドバイザー業務を委託した者は、次のとおりである。

株式会社 山下PMC

- (コ) (ケ)の「これらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

A 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 親会社と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

B 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

C その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(A)又は(B)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 参加資格確認基準日と参加資格の喪失

市は、入札参加希望者から提出された本事業への参加を表明する書類及び本事業への参加資格を有することを証明する書類（以下、「参加資格確認申請時提出書類」という。）をもとに入札参加者の参加資格の有無について確認を行い、参加資格確認結果を通知する日をもって参加資格確認基準日とする。

なお、参加資格確認基準日から、落札者の決定までの間に入札参加者の資格要件（第 3-2-(1)～(3)）を欠く事態もしくは入札参加者の制限（第 3-2-(4)）に該当する事態が生じた場合は、入札参加者の本入札への参加資格を取り消す。

(6) 入札参加者の変更

参加資格確認申請時提出書類の提出後は、入札参加者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、入札参加者を構成する企業を入札時提出書類の受付期限までに変更（入札参加者を構成する企業の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする場合にあつては、市と事前協議を行い、市の承諾を得るとともに、変更後において第 3-2-(1)～(4)に示す参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、変更することができる。

なお、この場合においては、入札参加者は入札書提出時に共同企業体協定書（様式 3-11）を市に提出すること。

3 応募にあたって留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、技術提案書等及び入札書等（以下、「入札時提出書類」という）の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。
また、入札時提出書類については、返却しない。

(3) 著作権の帰属等

入札時提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

本事業での公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は入札時提出書類を無償で使用できるものとする。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料を応募に際しての検討以外の目的で使用することは禁止する。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定め、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 スケジュール

入札公告	令和6年10月4日（金）
第1回質問受付	令和6年10月4日（金）～10月9日（水）
第1回質問回答の公表	令和6年10月16日（水）頃
参加資格確認申請時提出書類の受付期限	令和6年10月22日（火）
参加資格確認基準日（通知日）	令和6年10月29日（火）頃
第2回質問受付	令和6年10月10日（木）～10月29日（火）
第2回質問回答の公表	令和6年11月6日（水）頃
入札時提出書類の受付期限（技術提案書等）	令和6年12月6日（金）
入札時提出書類の受付期限（入札書等）	令和6年12月12日（木）
プレゼンテーション	令和6年12月12日（木）
落札者の決定（開札及び総合評価）	令和6年12月13日（金）
設計施工者との契約の締結	令和6年12月下旬以降（予定）

5 応募の手続き

(1) 守秘義務対象資料の提供と誓約書の提出

守秘義務の遵守に関する誓約書兼守秘義務対象資料の提供依頼書を提出した者に対して、要求水準書の別添資料リスト及び参考資料リストに記載されている守秘義務対象資料を提供する。

- ・受付期間：令和6年10月4日（金）～令和6年10月9日（水）17時まで
ただし、郵送の場合は、令和6年10月9日（水）必着とする。
- ・提出方法：守秘義務の遵守に関する誓約書兼守秘義務対象資料の提供依頼書（様式1-1）を作成の上、第4-4-(1)に記載の担当窓口を持参若しくは郵送すること。
- ・提供資料：誓約書を受領した日の原則翌日以降（金曜日に受領した場合は翌営業日となる月曜日）に守秘義務対象資料を順次提供する。

(2) 質問について

ア 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に関する質問受付及び回答は次の通り行う。

- ・第1回質問受付期限：令和6年10月9日（水）17時まで
- ・第1回質問回答日：令和6年10月16日（水）頃
- ・第2回質問受付期限：令和6年10月29日（火）17時まで
- ・第2回質問回答日：令和6年11月6日（水）頃

イ 提出方法

- ・様式2-1及び様式2-2により、第4-4-(1)に記載の担当窓口にて電子メールで送付すること。

ウ 回答方法

- ・第1回質問回答では、原則、参加資格に関する内容のみ回答し、それ以外の質問に対する回答は第2回質問回答で行う。
- ・質問に対する回答は、質問者の特殊な技術・ノウハウ等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めるものを除き、本事業のホームページにおいて公表する。なお、質問に対して訪問、電話等での個別、直接回答は、原則として行わない。
- ・第2回質問回答は、原則、参加資格要件を満たした者の質問を対象に回答する。

(3) 参加資格確認申請時提出書類の受付

入札参加希望者は、参加資格確認申請時提出書類を提出すること。

参加資格確認申請時提出書類の提出方法は次の通り行う。

- ・受付期間：令和6年10月4日（金）～令和6年10月22日（火）17時まで
ただし、郵送の場合は、令和6年10月22日（火）必着とする。
- ・提出方法：様式3-1～様式3-11により、第4-4-(1)に記載の担当窓口を持参若しくは郵送すること。

参加資格確認申請時提出書類の作成は次の通り行う

- ・参加資格確認申請時提出書類は、資料4「提出書類作成要領」に従い作成すること。
- ・参加資格確認申請時提出書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、参加資格確認申請時提出書類を提出した者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下、「参加資格確認結果通知書」という。）の送付により通知する。

なお、本入札に参加する資格がないとされた者については、参加資格確認結果通知書にその理由を付記する。

ア 参加資格確認

入札参加希望者が参加資格要件を満たすことを確認する。

イ 参加資格確認結果通知書の発送

参加資格の確認結果は、入札参加希望者に対し、書面により順次通知する。

ウ 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

参加資格確認結果通知書により参加資格がないとされた者は、市に対して、次に従い書面（様式自由）により、その理由についての説明を求めることができる。

- ・申出期限：通知を受けた日の翌日から起算して7日（土日祝祭日を含まない。）以内
- ・申出方法：第4-4-(1)に記載の担当窓口で電子メールで送付すること。
- ・回答期日：申出期限内に申出のあった日の翌日から起算して10日（土日祝祭日を含まない。）以内に書面により回答する。

(5) 入札時提出書類の提出

入札参加者は、資料4「提出書類作成要領」に従い作成した入札時提出書類を提出すること。提出は第3-1-(ア)における代表企業が行うこと。

ア 技術提案書等

- ・提出期間：令和6年10月4日（金）～令和6年12月6日（金）17時まで。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による場合は、令和6年12月6日（金）必着とする。
- ・提出方法：第4-4-(1)に記載の担当窓口で持参若しくは郵送すること。

イ 入札書等

- ・提出期間：令和6年12月12日（木）17時まで受付可能とする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による場合は、令和6年12月12日（木）必着とする。
- ・提出方法：第4-4-(1)に記載の担当窓口で持参若しくは郵送すること。

(6) プレゼンテーション

技術提案書等の審査にあたって、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。日時等の詳細は別途対象者に連絡する。

ア 開催日

令和6年12月12日(木)

イ 出席者

PC操作者を含め5人以内とする。実施設計業務の管理技術者は、出席必須とする。

ウ 時間

プレゼンテーション15分以内、質疑応答は25分程度とする。

エ 説明内容

技術提案の内容を基本とする。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札時提出書類の受付期限まで、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式4-1)を使用し、第3-5-(5)-アの技術提案書等の受付期限までに、第4-4-(1)の窓口へ直接持参すること。なお、郵送(書留郵便に限る。)により行う場合は、第3-5-(5)-アの郵送による場合の受付期限必着とする。

6 入札にあたっての留意事項

(1) 予定価格

本事業の予定価格

16,434,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

① 最低制限価格

設定しない

② 低入札価格調査基準価格

10,956,000,000円

(2) 入札における無効事由

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 本入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(イ) 郵送(書留郵便に限る。)により入札時提出書類を提出する場合において、その送付された入札時提出書類が所定の受付期限を過ぎて到着したとき。

(ウ) 参加資格確認申請書時提出書類、その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札。

(エ) 入札時提出書類の入札書に記載された入札価格(以下、「入札価格」という。)、その他主要な事項の記載が確認し難いとき又は入札書に記名及び押印がない

とき。

- (オ) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (カ) 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (キ) 入札に必要な書類が不足しているもの。
- (ク) 入札書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (ケ) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (コ) 入札時提出書類の各書類相互間において、記載事項に齟齬や矛盾があるもの。
- (サ) 入札について不正な行為があったとき。
- (シ) 虚偽の申込みを行った者の入札。
- (ス) 入札公告から事業者決定までの間、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者と、本事業に関して直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- (セ) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(3) 入札にあたっての留意事項

- (ア) 入札には代表企業の代表者又は代理人のみが参加できる。
- (イ) 入札にあたっては、入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- (ウ) 市は、低入札価格調査手続要項(令和3年8月改正施行)に基づき、資料3「落札者決定基準」により決定した落札者となるべき者を、落札者としなないことがある。

(4) 入札時提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札時提出書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札保証金

神戸市契約規則第7条第2号の規定により免除する。

第4 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本入札は、入札手続において技術提案書等の提出を求め、提示する技術、専門的知識、創意工夫等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。

2 審査項目

審査項目は、資料3「落札者決定基準」を参照すること。

3 選定結果の公表

(1) 選定結果の公表

市が落札者を決定した場合は、速やかに全ての入札参加者に対して当該入札の可否を書面にて通知するとともに、選定の結果は本事業のホームページを通じて公表する。

(2) 落札者の決定の無効

神戸市契約規則第12条に定めるもののほか、入札参加表明書（資格確認申請書）（様式3-1）及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札者として選定された場合には、無効とする。

4 事務局

(1) 本入札に係る事務局

本入札に係る事務局は、次のとおりとする。なお、問い合わせは原則としてメールにて行うこと。

神戸市文化スポーツ局文化交流課
住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
電話：078-322-6490
FAX：078-322-6137
E-mail：bunka@office.city.kobe.lg.jp
担当者：武村・南出

第5 契約手続き等

(1) 契約書案の開示と仮契約の締結について

「資料5 委託契約書(案)」については、令和6年10月下旬に本事業のホームページで公表予定とする。

委託契約書(案)について、疑義や意見がある場合は、任意様式にて令和6年11月15日(金)17時までに「委託契約書(案)についての意見書」を第4-4-(1)に記載の担当窓口で電子メールで送付すること。

なお、当該意見書に対しては原則、個別に回答はせず、当該委託契約書(案)の修正等を検討したうえで、落札者との契約の際に調整を行うこととする。

(2) 契約の締結

仮契約は、仮契約締結以後の市議会の議決を経て本契約となる。

(3) 契約保証金

事業者は、入札価格(ただし、消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)の100分の3以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる市が承認する有価証券等の提供。

(イ) 市への引渡しまでのこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証。

(ウ) 市への引渡しまでのこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。

(エ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する以下の履行保証保険契約の締結。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

第6 Summary

(1) Nature of the Services Required

Interior construction and related development for the large cultural arts theater, library, and associated facilities in the redevelopment building as part of the 'Kobe Sannomiya Kumoi-dori 5-Chome District Type 1 Urban Redevelopment Project'.

(2) Period for the submission of application forms

From 4 October to 5:00 P.M. 22 October 2024 (Postal submission should reach us no later than 22 October, 2024)

(3) Period for the submission of Technical Proposal, etc.

From 4 October to 5:00 P.M. 6 December 2024 (Postal submission should reach us no later than 6 December, 2024)

(4) Period for the submission of Bidding Documents, etc.

From 4 October to 5:00 P.M. 12 December 2024 (Postal submission should reach us no later than 12 December, 2024)

(5) Contact Information

Cultural Exchange Division, Culture and Sports Bureau, Kobe City
Address : 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture, 650-8570, Japan
TEL : 078-322-6490